

古事記神話における淡道之穗之狭別嶋をめぐって

岸* 根 敏 幸

はじめに

淡道之穗之狭別嶋は、古事記神話の記述によれば、イザナキとイザナミが大八嶋国のうちで最初に生んだ嶋と位置づけられている。この嶋については、他のほとんどの嶋に示されているような、「亦の名」^①などという形で示される神名が併記されていないということが大きな問題と言えるであろう。

この点に関して、神名の併記は必ずしもすべての嶋に対しておこなわれていたわけではないと考える立場と、神名の併記というのは、イザナキとイザナミという男女の神が生んだ以上、すべての嶋が神としても捉えられているとい

うことなのであるから、その併記がないというのは本来ありえないことであって、そのような事態に至った何らかの特別な事情が背景にあるのではないかと考える立場とに大別されるであろう。

前者の立場のように、すべての嶋々に神名が併記されているわけではないという主張も成り立ちえないことはないが、そうなると、日本の国土を構成する同じ嶋でありながら、神であるものと神でないものが混在するという、物語の構想上、致命的とも言える大きな支障を抱えることになるであろう。淡道之穂之狭別嶋は神ではないが、隠伎之三子嶋は神であるとして区別する理由を示すことは極めて困難と言わざるをえないからである。

イザナキとイザナミという二神が自らの子として生み出したのであるから、たとえどのような嶋であろうとも、それは神でもあるのであって、そのような考えを徹底するならば、すべての嶋に神名が併記されていなければならないということになるであろう。筆者は後者の立場の方が理に適っているように思うのである。

この点は古事記神話の実際の記述からも裏づけられるのであって、国生みに登場する大八嶋国とそれ以外の嶋の数には十四あるが、伊予之二名嶋と筑紫嶋のように、嶋の面おもてについて個別に記述しているものを、各々独立させて数え挙げるならば、その数は二十となる。そのうちで、「亦の名」、あるいは、「亦の名」とは記されていないが、明らかに神名が併記されているものを数え挙げると、十八に及んでいるのである。そのような事情に鑑みるならば、すべての嶋々に神名の併記がおこなわれていたわけではなかったと考えるより、すべての嶋々に神名を併記しようとする明確な意図があったにも関わらず、何らかの理由があつて、淡道之穂之狭別嶋と佐度嶋については、その神名が失われて

しまったと考える方がはるかに自然と言えるのである。

そのような問題意識に立ちながら、以下では、古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐる、いくつかの観点から考察することにした^②。

一 古事記神話、日本書紀神話における淡島と淡路島の交錯

まずは、「淡道之穂之狭別嶋」という名称が古事記神話に登場してきた背景を探るといふ意図を込めて、淡島と淡路島に関わる記述が伝承として一つの形には定まらず、かなり交錯した状況にあったということを、古事記神話と日本書紀神話の記述を比較対照することで確認しておきたいと思う。なお、古事記神話では「淡嶋」と「淡道之穂之狭別嶋」という表記になっているが、日本書紀神話では「淡洲」と「淡路洲」という表記になっている。各神話に個別に言及する場合には、それぞれの表記を用いるが、両神話にまたがる形で言及する場合には、「淡島」と「淡路島」という表記を用いることにしたい（「大八島国」についても同様に取り扱うことにする）。

淡道嶋に関連する古事記神話の記述は次の通りである。^③

古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐる（岸根）

然あれども、くみどに興して生む子は水蛭子なり。此の子は葦船に入れて流し去る。次に淡嶋を生む。是も亦、子の例（よ）に入れず。……如此（か）く言ひ竟りて、御合して生みし子は、淡道之穂之狭別嶋なり。

ここでは、淡道之穂之狭別嶋とは別なものとして淡嶋というものが登場している。この淡嶋の誕生はイザナキとイザナミにとつて望ましくないものとして捉えられていて、子として扱われることもないし、淡道之穂之狭別嶋から数え上げられる、日本の国土を構成する八つの重要な嶋である大八嶋国にも位置づけられていない。このように、淡嶋と淡道之穂之狭別嶋が明確に区別され、対比されているのが古事記神話の記述の特色である。

これに対して、日本書紀神話には実に多様な伝承が収められている。その神話を編纂するにあたって、おそらく豪族たちなどが保持してきた様々な伝承を収集したものと想像されるが（この点は古事記神話でも同様であろう）、それらと比較して、最も妥当と判断した伝承を中心に据え、それ以外の伝承を参考資料として併記するという独特な編纂方法をとつたものと思われる。したがって、そこに収められた伝承は実際にはほとんどそのような形で（表現の統一などといった多少の改変はあるであろうが）伝承されていたものと考えてよいであろう。以下では、日本書紀神話に見られる、その多様な伝承を示すことにしよう。⁽⁴⁾

先づ淡路洲を以て胞と為す。意に快びざる所なり。故、名けて淡路洲と曰ふ。（第四段の本文）

次に淡洲を生む。此も児の数に充れず。・・・然して後に、宮を同じくして共に住まひて児を生たままひ、大日本豊秋津洲と号す。次に淡路洲。(第四段の第一書)

二の神、合して夫婦と為り、先づ淡路洲・淡洲を以ちて胞と為し、大日本豊秋津洲を生む。(第四段の第六書)
先づ淡路洲を生む。(第四段の第七書)

磯馭慮嶋を以ちて胞と為し、淡路洲を生む。(第四段の第八書)

淡路洲を以ちて胞と為し、大日本豊秋津洲を生む。つぎに淡洲。(第四段の第九書)

遂に夫婦と為り、淡路洲を生む。次に蛭児。(第四段の第十書)

このように、淡路洲に関わる伝承が七つ存在しているのであるが、それらは、淡路洲とは別な形で淡洲が登場する伝承と登場しない伝承とに大別することができるのである。

淡洲が登場する伝承のうちで、第四段の第一書は、大八洲国の順番が違う点を除けば、古事記神話の記述とほぼ一致している。それに対して、第四段の第六書は淡路洲と淡洲を並べて「胞」と位置づけており、どちらも大八洲国のなかに含ませてはいない。なお、この「胞」とは胞衣のことを意味している。胞衣は胎児を包み、保護する役割を果たしていることから、胎児の兄のように捉えられる場合がある(「え」は干支の「え」に通じるとされる⁽⁵⁾)。ここでは嶋を生み出すための基盤のような位置づけがされているのであろう。他方、第四段の第九書では、大八洲国には、胞

と位置づけられている淡路洲は含まれておらず、淡洲の方が含まれる形になっている。

淡洲が登場しない伝承もかなり存在している。登場していない理由として推測されるのは、①淡洲と淡路洲は元々別なものであったが、伝承過程で混同されて、淡路洲のみになってしまったという可能性（淡路洲が登場しない淡洲単独の伝承はないので、そのように考える方が自然である）、あるいはそれとは逆に、②元々淡洲は存在していなかったが、淡路洲を胞とすることで、大八洲国に入れるかどうか、さらに、その誕生をイザナキとイザナミが望ましく思ったかどうかという違いから、淡路洲が淡洲と淡路洲に分離していったという可能性も考えられるであろう。

もちろん、これらの伝承に対する考察は、古事記神話で淡道之穂之狭別嶋に神名がないということに直接関わるものではない。しかし、淡島と淡路島に関わる伝承が一つに定まらず、かなり交錯した状況にあったという事実は確認されたわけで、そのような状況が、「淡道之穂之狭別嶋」という名称が古事記神話に登場してきた背景の一つになっているのではないかという見通しを筆者は立てているのである。

二 「淡道之穂之狭別嶋」という名称の問題点①——語義解釈

つぎに、「淡道之穂之狭別嶋」という名称について、特にその語義解釈に関わる問題点を検討したいと思う。

最初の「淡道」が淡路嶋を指していることについては特に異論はないと思われる。その直後に「之」と漢字表記さ

れる格助詞「の」が続いていて、「淡道之」はそのまま後続の語句に掛かると考えることができるであろう。ただし、どのような意味で掛かるのかは、後続する語句を検討してみないと分からない部分もあると思うので、「淡道之」についてはとりあえず保留にしておきたい。

「穂」は穀物の茎先に花や実がついた状態を指す語である。本居宣長が『古事記伝』でそれを稲の穂であると捉えたのに対して、それには同意せず、粟の穂であると指摘する先行研究がいくつ也存在している。⁽⁷⁾「淡道之穂」であるから、それは粟の穂のことであると考えているのである。しかし、一見して明らかないように、「淡道」はけっして「粟」のものではない。粟の国（阿波国）に至るための道であるから、そのように呼ばれていただけであって、淡路嶋そのものが粟と直接に結びついているわけではないのである。もちろん「淡道」という語に連なる「穂」ということで、言葉によって連想される一つのイメージとして、この「穂」を粟の穂であると捉えることはけっして不可能ではないかもしれないが、それだけの根拠で、稲の穂であると捉えることを否定するのは難しいであろう。

このような問題があるので、この「穂」が稲の穂なのか、粟の穂であるのかについては容易に断定できないのであるが、古事記神話のその後の展開を見るかぎり、地上の国土において稲が成育して実り豊かな大地になることこそがもっとも重要な点なのであるから、地上の国土で一番最初に登場する嶋が粟の穂と結びつけられなければならないという必然性は特に見出されないように思われる。したがって、筆者としては、この「穂」を粟の穂であると断定することに對して同意できないという点をここでは明示しておきたい。

さて、この「穂」の後に「之狭」という語が続いている。ここで問題となるのは、「狭」という語の意味と、「穂」と「狭」をつなぐ「之」と漢字表記される格助詞「の」をどう捉えるかという点である。

まず「狭」についてであるが、本居宣長が「穂之狭」を「穂之早」と捉え、出始めた穂、すなわち、初穂のことではないかと主張して以来、現在に至るまで、それに異を唱えるような主張は現れていないように思われる。

それに続いて、「穂」と「狭」をつなぐ「之」という語がどのように捉えられるかという問題であるが、古事記神話には「穂之邇邇芸」という神名が登場しており、ここで問題にしている「穂之」と同一の表現が表れている。「邇邇芸」は「にぎやか」「にぎはふ」のように、豊かであることを意味する「にぎ」が重ねられた「にぎにぎ」が縮まったものであると指摘されている。⁹⁾「穂」は「之」という語を介して、この「邇邇芸」と結びついているのである。「之」と漢字表記される格助詞「の」には様々な用法が見られるが、この場合は「穂」と「邇邇芸」を主語・述語として関係づけているとして、「穂がたわわである」と理解するのが適切であろう。そして、それがそのまま神名になったと言えるのである。

「穂之狭」についても同様に、「之」は「穂」と「狭」を主語・述語として関係づけていると考えることができるであろう。「之」という漢字をわざわざ挿入することによって明示される格助詞「の」が、古事記神話において、このように二つの語を主語・述語として関係づけている事例については、先行研究でも指摘されている。¹⁰⁾

したがって、「穂之狭」は従来指摘されているような「早い穂」¹¹⁾ではなく、「穂が早い」(それは穂をつけるのが早

いという意味になるだろう)という一つの状況に対する表現として捉えられるであろう。結局は最初に目を出した穂という同じことを意味するようではあるが、このような表現がどういう意味をもちうるのかについては、考慮すべき余地があるように思われる。¹³⁾

このように「狭」を早いという意味で捉えた場合、豊穰な国土の成立を願って、イザナキとイザナミが国生みをし、最初に誕生した嶋を、それにふさわしく、穂をつけるのが早いことを意味する名前をつけて、登場させていることになるのである。

しかし、本居宣長以来のこのような捉え方に対して、筆者は別の捉え方もありうるのではないかと考えている。それは「早苗」や「早乙女」などに表れる「さ」のように、「狭」を稲という意味で捉えるというものである。古事記神話には登場していないが、日本書紀神話に登場する「事勝国勝長狭」という神名の「狭」が従来、そのような意味で捉えられている点からも、その可能性は十分考えられるのではないかと思う。¹⁴⁾

ただし、「狭」を稲という意味で捉えると、「穂之狭」は「穂の稲」ということになるだろう。「稲の穂」という表現はごく普通にあるが、それを逆転させた「穂の稲」という表現は少々意味が通りにくいようにも思える。しかし、例えば「大きな穂の稲」という言い方は普通にありうるであろう。この表現は、大きな穂をつけた稲ということ在意味している。それと同様に、「穂の稲」という表現についても、穂をつけた稲という意味で捉えることが可能であろう。「之」と漢字表記された格助詞「の」は、この場合、先程示したような用法とは異なるものと考えられるのであって、

稲は稲でも、穂をつけた稲という形で、前の体言が状態を表し、それが後の体言を修飾する役割を果たしていると言えるのである。

このように、「狭」を稲という意味で捉えた場合、豊穡な国土の成立を願って、イザナキとイザナミが国生みをし、最初に誕生した嶋を、それにふさわしく、穂をつけた稲ということの意味する名前をつけて、登場させていることになるのである。

「狭」を早いという意味で捉えるか、稲という意味で捉えるか、それを断定できるような明確な根拠が存在しているわけではない。したがって、どちらにも捉えうるのであるが、淡道之穂之狭別嶋は、豊穡な国土を意図して生み出される大八嶋国という嶋々の中で最初に登場する嶋であるがゆえに、そのどちらの意味で捉えても、実りに至る最初の出発点として位置づけられている点は変わらないのである。

そして、その後に続くのが「別」という語である。この「別」（「和氣」と表記されることもある）は、「沼帯別命」（『日本書紀』では鐸石別命。垂仁天皇の皇子）「大鞆和氣命」（またの名は品陀和氣命。『日本書紀』では誉田別尊。仲哀天皇の皇子で後の応神天皇）などのように、古代の一時期に、皇族の男子に付けられていたもので、のちには姓としても用いられている。¹⁵「比古（ひこ）」や「男（を）」と同様に、ここでは男子であることを示すために付け加えられた語と考えてよいであろう。

このように「穂之狭別」という語句を解釈した上で、先程保留していた、「淡道之」がどのように掛かっているの

かという点に戻るが、前述した「穂之狭」の「之」と同様に、この「淡道之」の「之」も格助詞「の」であり、「淡道」と「穂之狭」という二語の関係については、「淡道」を場所とし、「穂之狭」をそれに属するものという形で捉え、「淡道にある穂が早い」「淡道にある穂をつけた稲」と理解することも可能であろう。しかし、「淡道之穂之狭別嶋」は淡道嶋そのものを説明する名称なのであるから、「淡道にある」という形で淡道の内部に限定してゆくような表現として捉えるよりは、「淡道という」という形で、「淡道」全体が後の体言につながってゆく同格的な用法として捉える方が適切なように思われる。

しかし、それにしても、「淡道」という実際に存在する場所が「穂之狭」に掛かるといのは、神話上の表現としては、幾分不自然な感じがしなくもない。¹⁶ 大倭豊秋津嶋の神名である「天之御虚空豊秋津根別」の「秋津」については微妙なところがあるが、それ以外の神名においては、実際に存在する場所が登場することはないからである。¹⁷

最後に添えられているのが「嶋」という語である。この語が存在することによって、「淡道之穂之狭別」という名称が嶋の名前であることが明示されていることになるが、後述するように、この「嶋」という一語の存在が淡道之穂之狭別の位置づけに関して大きな問題をもたらしていると言えるのである。

以上のように、「淡道之穂之狭別嶋」という名称について検討してきたわけであるが、検討の結果として、この名称は「淡道という、(稲)穂が早くついた男子という嶋」、あるいは、「淡道という、穂をつけた稲の男子という嶋」という意味で捉えることが可能であろう。

三 「淡道之穂之狭別嶋」という名称の問題点②―嶋名・国名と神名の関係

つぎに、「淡道之穂之狭別嶋」という名称について、特に嶋名・国名と神名の関係に関わる問題点を検討したいと思う。

本稿の「はじめに」でも触れたように、イザナキとイザナミが生んだ嶋々（便宜的に嶋の一部である国も含ませる）のほとんどには、嶋名や国名だけではなく、神名が「亦の名」などという形で併記されている。古事記神話における登場の順番にしたがって、それらと、神名が併記されていない淡道之穂之狭別嶋と佐度嶋¹⁸を示しておこう。なお、カッコ（ ）の中は神名が登場する際にどのような表記がされているかを示したもので、「謂」は「・・・と謂ふ」、「亦名」は「亦の名は・・・」、「亦名謂」は「亦の名は・・・と謂ふ」という形になっているという意味である。

淡道之穂之狭別嶋―神名なし

伊予之二名嶋の面の一つである伊予国―〔謂〕愛比売

伊予之二名嶋の面の一つである讃岐国―〔謂〕飯依比古

伊予之二名嶋の面の一つである粟国―〔謂〕大宜都比売

伊予之二名嶋の面の一つである土左国―〔謂〕建依別

隠伎之三子嶋―〔亦名〕天之忍許呂別

筑紫嶋の面の一つである筑紫国―〔謂〕白日別

筑紫嶋の面の一つである肥国―〔謂〕建日向日豊久士比泥別

筑紫嶋の面の一つである豊国―〔謂〕豊日別

筑紫嶋の面の一つである熊曾国―〔謂〕建日別

伊岐嶋―〔亦名謂〕天比登都柱

津嶋―〔亦名謂〕天狭手依比売

佐度嶋―神名なし

大倭豊秋津嶋―〔亦名謂〕天之御虚空豊秋津根別

吉備児嶋―〔亦名謂〕建日方別

小豆嶋―〔亦名謂〕大野手比売

大嶋―〔亦名謂〕大多麻流別

女嶋―〔亦名謂〕天一根

知訶嶋―〔亦名謂〕天之忍男

両児嶋―〔亦名謂〕天両屋

前述したことはあるが、この一覧からも分かるように、嶋もしくは嶋の一部である国として固有の名称が与えら

古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐって〔岸根〕

れている二十の陸地のうちで、実に十八もの陸地において神名が併記される形になっているのである。嶋名・国名と神名に関するこのような全体像を見据えて上で、「淡道之穂之狭別嶋」という名称について考察することにした。

この「淡道之穂之狭別嶋」は「嶋」と明記されているのであるから、現存する『古事記』の諸写本に基づくかぎり、この名称が嶋名であるということは動かしえないであろう。しかし、この名称を嶋名と捉えたと大きな問題に直面することになる。それは性別の明示という問題である。

この一覧に見られる嶋名や国名は性別が明示されていないものがほとんどであると言ってよい。従来、伊予之二名嶋については、「二名」を「二並」と捉え、なおかつ、それを男女一対として、四国は上も下も、男神と女神が並ぶ嶋であるという捉え方もなされているが、これはあくまでも、併記された神名に基づいて、男神であるとか、女神であると言っているのであって、嶋名の「二並」そのものから男女が一対で並ぶという意味を引き出すことはできないであろう。そこには、四つの国からなる四国が上と下で二つ国が並び立っている嶋であるという認識があるだけなのであって、性別そのものには何ら言及していませんと思われるのである。

ただし、唯一例外なものとして女嶋が挙げられるのであるが、その嶋が古事記神話のなかでそのような名称を与えられて、女性として位置づけられるようになったわけではない点に注意すべきであろう。女嶋はおそらく古事記神話成立以前から元々そのように呼ばれていたと推測されるのである（国東半島から北に向かったところにある姫島がそれに該当するのではないかとされているが、「姫（あるいは「女」）島」という島名自体は日本の各地に点在している）。

これらの事例からみて、嶋名や国名自体は古事記神話において性別の明示を意図するものではないと判断してよいであろう。もつとも、それはある意味当然のことであるように思われる。なぜなら、嶋や国に元々性別など存在しないからである。

そして、その嶋や国に対して性別を明示するのは神名の方なのである。このような神名が与えられることによって、嶋や国は古事記神話という世界のなかで明確に位置づけられることになる。具体的に言えば、イザナキとイザナミという一对の男女の神により、出生という形で地上の国土が生成されるのであるが、これらの嶋や国はその子として位置づけられるのである。それゆえに、嶋や国が同時に神名を伴うというのは、すべてを神として捉えようとする古事記神話の構想²⁰からすれば、いわば当然のことなのであって、淡道之穂之狭別嶋や佐度嶋のように、神名を伴っていないということ自体が実は異常であると言わなければならないであろう。なぜなら、神名がなければ、イザナキとイザナミの子とはなりえず、その存在は神話的な世界のなかで明確に位置づけられないことになってしまうからである。

淡道之穂之狭別嶋は前述のように嶋として捉えられているのであるが、嶋名が性別の明示を意図するものではないという判断に基づくならば、明らかに男性を思わせる「別」という語が、元々の嶋名に付されていたとは考えにくく、そのような表現はかなり不自然なものと言えるであろう。これを嶋名ではなく、他の嶋や国の神名である「建依別」「天之忍許呂別」「白日別」「建日向日豊久士比泥別」「豊日別」「建日別」「天之御虚空豊秋津根別」「建日方別」と同様に、

神名として捉えることができるならば、この不自然さは解消されることになるが（ただし、その場合、嶋名をどうするかという問題が出てくるのであるが）、現存する『古事記』の諸写本の記述に基づくかぎり、それは「淡道之穂之狭別嶋」であるから、やはり嶋としてしか捉えようがないということになってしまうのである。

以上のように、「淡道之穂之狭別嶋」という名称は、性別の明示を含んでいるがために、嶋名として捉えることに問題点があり、そうかといつて、神名として捉えることもできないというジレンマを抱えているのである。

四 『先代旧事本紀』『神皇正統記』の記述、および、『校訂古事記』の改訂

このように、「淡道之穂之狭別嶋」というのは問題のある不安定な名称であると言わざるをえないのであるが、ここで『古事記』以外の書物に注目するならば、この名称に対して、どのような展望が開けてくるのであろうか。

嶋名と神名を併記するという古事記神話の記述方法は、日本書紀本文神話はもとより、多様な伝承を収めている日本書紀別伝神話にも見られないが、『先代旧事本紀』という書物で記述される神話に見られる点が注目される。まずはこの書物の記述を考察することにしよう。

『先代旧事本紀』は聖徳太子と蘇我馬子によって著わされたものとして、かつては『日本書紀』よりも古い歴史書であると重要視された時期もあったが、江戸時代に偽撰説が相次いで提示されて以来、その重要性は大きく低下して

しまった。それはもつともと言えなくもないことで、神話の部分を見ても、古事記神話と日本書紀神話の記述を寄せ集めて編纂されたことが容易に見て取れ、その杜撰さは否定しようがないからである。ただし、記述の一部（たとえば「神代本紀」に登場する神名など）には、古事記神話、日本書紀神話、あるいは、『古語拾遺』で述べられる神話にも見出されない独自の伝承のようなものが存在している。したがって、単なる「偽書」とは言い切れない、「奇書」の類と言えるものなのかもしれない。

ただし、この『先代旧事本紀』に嶋名と神名を併記する記述が見られるのは、独自の伝承に基づいているからではなく、古事記神話の記述を取り入れているからであると推測されるが、その記述に注目すべき一文がある。それは次のようなものである。²¹⁾

先づ大八州を生む。兄として淡路州を生む。淡道之穂之狭別嶋と謂ふなり。

この記述は明らかに古事記神話と日本書紀神話の記述が混在することで成り立っているものと言えるであろう。主な主要な陸地を「州」と呼ぶのは日本書紀神話の記述方法に基づいており（ただし、日本書紀神話では「洲」である）、すべてを「嶋」と表現する古事記神話にはまったく見られないものである。「兄^え」というのは先行研究で指摘されているように、「胞」に通じるもので、日本書紀神話の複数の伝承（前述した第四段の本文、第六書、第九書）に

²¹⁾ 古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐって（岸根）

見られる、淡路洲を脍と捉える解釈につながるものと見てよいであろう。⁽²³⁾ これも古事記神話にはみられない発想である。それに対して、「淡道之穂之狭別嶋」という名称は日本書紀神話にはまったく見られないもので、古事記神話の記述を取り入れたものと考えてよいであろう。なお、古事記神話と日本書紀神話の記述を寄せ集めて編纂されたからであろうか、「淡路」と「淡道」が併存するという異様な事態も生じている。

ここで注目されるのは、古事記神話だけに見られる「淡道之穂之狭別嶋」という名称を取り入れながら、それを「淡路州」という名称と結び付けている点である。これによって、古事記神話では嶋名として位置づけられていると考えざるをえない「淡道之穂之狭別嶋」という名称とは別に、「淡路州」という名称が加えられたわけで、「淡路州」を嶋名、「淡道之穂之狭別嶋」を神名として区別する可能性が開かれたことになるのである。

しかし、『先代旧事本紀』では古事記神話と同様に「淡道之穂之狭別嶋」としており、「淡路州」(州名)を示したあとに「淡道之穂之狭別嶋」(嶋名)を示すという中途半端な形になっていることになる。これは、『先代旧事本紀』における国生みの記述で他の陸地については、州名を示したあとに神名を示すという形になっていることに照らし合わせてみると、かなり異質な記述と言えるであろう。あるいは、それは見方を変えると、そのような記述から、古事記神話の記述に従い、「淡道之穂之狭別嶋」とはしているが、『先代旧事本紀』の編纂者はこれを神名のように捉えていたという可能性を想定することもできるのではないだろうか。

『先代旧事本紀』の記述がこのようになってるのは、前述のように、古事記神話と日本書紀神話を寄せ集めて編

纂されていることが大きく関係しているのであるが、それだけでは、淡道之穂之狭別嶋を淡路州と結びつけるという発想には至らないようにも思われる。『先代旧事本紀』の編纂者が古事記神話の記述に基づいて、嶋名と神名を併記しようとしたとき、おそらく接した『古事記』の写本には、現存している諸写本と同様に淡道之穂之狭別嶋に対応する嶋名が示されていなかったのであろう。それゆえ、編纂者は日本書紀神話の記述を援用して、淡路州が「淡道之穂之狭別嶋」とも呼ばれるという記述を作り出したのではないかと推測されるのである。²⁴

さらに、嶋名と神名の併記という記述は『神皇正統記』という書物にも見出すことができる。つぎにこの書物の記述を考察することしよう。

北畠親房が著した『神皇正統記』は、日本を神国と捉え、神代から人代へと連続する歴史への洞察を通して、皇統の正しさを示そうとしている。そして、神代の部分では日本の神話について詳細な記述を展開しているのである。その神話の記述に限って言うならば、北畠親房が最も高く評価する『日本書紀』、それに次いで、『先代旧事本紀』『古語拾遺』に基づいている場合が多く、『古事記』に対する言及はまったくなくない。しかし、嶋名と神名を併記する記述の方法は『日本書紀』や『古語拾遺』には見られず、『古事記』独自のものである。前述のように、『先代旧事本紀』はその記述があるが、それは古事記神話の記述を取り入れたからに他ならない。したがって、北畠親房は『先代旧事本紀』を通して、言及したという自覚もないままに、嶋名と神名の併記については、古事記神話の記述に依拠していたことになるのである。

その結果として、『神皇正統記』にも、古事記神話の記述を取り入れた『先代旧事本紀』に見られる、嶋名と神名を併記する記述が登場することになるのである。なお、『神皇正統記』は親房が自らの言葉で書き上げた書物なので、そこで言及される神話は、依拠した書物の原文と完全に一致するとは限らないのであるが、その記述は次のようなものである。⁽²⁶⁾

先、淡路ノ洲ヲウミマス。淡路之穂之狭別ト云。

日本書紀神話に由来する「淡路ノ洲」を古事記神話に由来する「淡道之穂之狭別」と結びつけている点は、『先代旧事本紀』と同様であるが——というよりは、『神皇正統記』が『先代旧事本紀』の記述をほぼそのまま継承しているということであろうが——、ここで特筆すべきことは、古事記神話や『先代旧事本紀』の記述には存在していた「嶋」という語が欠落して、単に「淡道之穂之狭別」となっている点である。⁽²⁶⁾これはまさに、嶋名の「淡路洲」に対して、「淡道之穂之狭別」を神名として意識していたことを明確に示すものと言えるであろう。

もちろん、このことは古事記神話の本来の記述には直接関係しないことである。前述のように、『先代旧事本紀』の編纂者が見た『古事記』の写本は、現存する諸写本と同様に、おそらく「淡道之穂之狭別嶋」という名称のみがあったのであろう。しかし、佐度嶋を除く他の嶋には神名が併記されているのに、淡道之穂之狭別嶋にはそれが無いこと、

つまり、「淡道之穂之狭別嶋」が本当に嶋名なのか、もしかしたら、本来は神名であったのではないか。そのような違和感を抱いた人が、古事記神話の実際の記述という制約を超えて、独自の記述を展開するに至ったのである。その先鞭をつけたのが『先代旧事本紀』であり、そして、本来は古事記神話の記述なのであるということを意識しないままに（意識していたのであれば、当然『神皇正統記』における神代に関する記述のなかで『古事記』に言及したであろうから）、北畠親房がその記述をより洗練させていったと考えられるのである。

このように、『先代旧事本紀』『神皇正統記』という『古事記』以外の書物において、嶋名を「淡路洲」、神名を「淡道之穂之狭別」と捉えて明確に区別する解釈が生まれてきたと思われるが、それからかなりの時を経た近代になって、そのような解釈を承けて、古事記神話の記述そのものを見直して、大胆な改訂を加えようとする試みがなされた。それは田中頼庸が校訂した『校訂古事記』という書物の出版である。田中頼庸は神道家として活躍し、伊勢神宮大宮司、神道神宮教管長を務めた人物であるが、『校訂古事記』以外にも、『校訂日本紀』といった校訂本や神道関係の研究書を多く著している。

この『校訂古事記』の特色は様々な点に見出すことができると思われるが、ここではあくまでも淡道之穂之狭別嶋という本稿が主題とする一点にしばって検討したいと思う。その校訂本では淡道之穂之狭別嶋について次のように記述しているのである。⁽²⁷⁾

……、子淡道嶋を生みます。亦の名は淡道之穂之狭別と謂す。

そしてさらに、この文章に対して次のような頭注を付している。

「生子」の下に諸本は「淡道嶋亦名謂」の六字無し。元々集、旧本及び正統記を引き、「先生淡道洲謂淡道之穂之狭別」に作る。凡そ旧本の例、「亦名謂」の三字、略して「謂」の字に作る。「隱岐三子之嶋は天之忍許呂別と謂す」の類の如きはなり。忌部氏亦、「狭別」を以て淡路神号と為す。当に「亦名」の二字を定んで補ふべし。但し「狭別」の下の「嶋」の字は衍文なり。今、旧一本及び忌部氏の説に拠り、削去す。

この頭注のポイントを指摘するならば、つぎのようになるであろう。①北畠親房編著『元元集』（頭注では『元々集』）は『先代旧事本紀』と『神皇正統記』を引用して、「先生淡道洲謂淡道之穂之狭別」としている。②『先代旧事本紀』は古事記神話に見られる「亦名謂」を略して「謂」とすることがある。例えば、古事記神話で「隱岐三子之嶋、亦名謂天之忍許呂別」となっているものが、『先代旧事本紀』では「隱岐三子之嶋、謂天之忍許呂別」となっている。したがって、『先代旧事本紀』に見られる「謂淡道之穂之狭別嶋」は古事記神話の記述としては「亦名謂淡道之穂之狭別嶋」と改めるべきである。③「忌部氏」（南北朝時代頃の神道思想家である忌部正通のことで、その著作である

『神代卷口訣』の内容を指していると思われる)は、「狭別」を淡路の神名と捉えている。⁽³⁰⁾④「狭別嶋」の「嶋」は誤って混入した語なので、『先代旧事本紀』(その一つの校訂本と思われる)と『神代卷口訣』の記述に基づいて取り除くべきである。以上の四点である。

では、この『校訂古事記』の淡道之穂之狭別嶋に関する位置づけをどのように評価すべきであろうか。このような改訂により、古事記神話の記述において、嶋名としての「淡道嶋」、神名として「淡道之穂之狭別」という区別が明確に設けられることになる。それは、淡道之穂之狭別嶋に関する記述が佐度嶋を除く他の嶋々と同様の記述をもつものとして整えられたことを意味するであろう。その点で、『校訂古事記』でおこなわれた改訂は画期的なものと言えるであろう。⁽³¹⁾

しかし、『校訂古事記』がおこなったこの改訂に対しては問題点も指摘せざるをえない。それは以下の三つである。第一に、改訂の根拠が『先代旧事本紀』やそれを継承した北畠親房、忌部正通の著作に基づいているにすぎず、一次資料、すなわち、『古事記』の写本の記述に基づいたものではない点である。第二に、隠伎嶋を例に出して、『古事記』で「亦名謂」となっているものが『先代旧事本紀』で「謂」と表記されているとしているが、これはおそらく事実誤認の指摘と思われる、隠伎嶋については、『古事記』では「亦名謂」ではなく、「亦名」となっているのである。仮に「亦名謂」と「亦名」の違いを度外視するにしても、『先代旧事本紀』が取り入れた古事記神話の元々の記述が「謂」ではなく、「亦名謂」(あるいは「亦名」)であったと考えるのは、論理的に飛躍しているであろう。第三に、たしかに「狭

別嶋」の「嶋」という語こそ、淡道之穂之狭別嶋に対する理解を混乱させる元凶なのであるが、第一の問題点の場合と同様に、一次資料の裏付けがないままに、それを「衍文」と断定し、削除しようとするのは問題であろう。

『校訂古事記』の改訂は、本来こうあるべきということを具現化させたものと言えるが、その改訂の根拠は、それに先行する、こうあるべきと考えた人々の解釈に基づいているにすぎない。こうあるべきと考えた人の解釈に基づいて、こうあるべきと改訂することは、古事記神話の記述そのものを修正する原動力とはなりえていないように思われるのである。

以上のように、「淡道之穂之狭別嶋」という名称をどのように捉えるかという点について、『先代旧事本紀』『神皇正統記』の記述、および、『校訂古事記』の提示した改訂に注目し、考察した。たしかに、嶋名とも神名ともつかないこの不安定な「淡道之穂之狭別嶋」という名称をどうにかしなければならぬという問題意識は、方向性として正しいものである。そして、『先代旧事本紀』や『神皇正統記』のように、独自の解釈を加えて、最終的に「淡道之穂之狭別嶋」を嶋名と神名の二つに分離して捉えてゆくということは、古事記神話解釈の展開として十分意義のあるものとして注目されるであろう。しかし、たとえ結論として正しい方向に向かっていても、それらの解釈だけを根拠として、古事記神話の記述そのものを改訂するということは、方法的に困難であるように思われるのである。

むすびに

以上のように、本稿では、古事記神話に登場する淡道之穗之狭別嶋について、それが淡嶋とも交錯し、諸伝承において複雑な様相を呈している点、「淡道之穗之狭別嶋」という名称の語義解釈をめぐる問題点、さらにその名称が性別の明示を含んでいるため、嶋名、神名のいずれに理解するにしても不安定なものである点、『先代旧事本紀』『神皇正統記』の記述、および、『校訂古事記』の提示した改訂がその不安定さを解消することにつながるものであった点という四つの観点から、考察をおこなった。古事記神話の記述において、佐度嶋を除くほとんど嶋々に神名が併記されている状況に鑑みるならば、「淡道之穗之狭別嶋」という名称は明らかに異様なものであり、「淡道之穗之狭別嶋」は嶋名のような形をとっているが、神名ではなかったのかという疑念を生じさせるのである。

『先代旧事本紀』『神皇正統記』、そして、それを承けた『校訂古事記』がおこなったように、「淡道之穗之狭別嶋」を嶋名としての「淡道嶋」、神名としての「淡道之穗之狭別」（「淡道之」は不要で、「穗之狭別」だけの方が望ましいように思われる）という形で分離させるのが正しい方向と思われるものの、そのような改訂が『古事記』の諸写本からはまったく裏づけることができないというのが致命的とも言える弱点である。本稿ではあくまでも淡道之穗之狭別嶋という一点に限定した考察をおこなったのであるが、現行の『古事記』テキストがこのような問題を抱えていて、しかも、それを修正することがけっして容易ではないということを改めて確認したのである。

- (1) 神名は嶋名に続いて「亦の名」という形で示される場合と、伊予之二名嶋や筑紫嶋のように、「面毎に名あり」という形で示される場合がある。神名提示の表現方法は異なるのであるが、本稿では両者を本質的に同じものとして捉えておきたい。
- (2) この問題については限定的ではあるが、すでに言及している。岸根敏幸著『古事記神話と日本書紀神話』（平成二十六年、第一版・第一刷、晃洋書房、二十四頁、二百一頁の注（20））を参照。本稿ではこの問題を改めて主題として取り扱おうとしているのである。
- (3) 本稿における古事記神話の書き下しの表記については、沖森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校古事記』（平成二十七年、第一版・第一刷、おうふう）に従った。ただし、必要に応じて改めた部分もある。
- (4) 本稿における日本書紀神話の書き下しの表記については、小島憲之、西宮一民他校注・訳『日本書紀1』（平成十八年、第一版・第四刷、新編日本古典文学全集2、小学館）に従った。ただし、必要に応じて改めた部分もある。
- (5) 胞衣については、坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野晋校注『日本書紀 上』（昭和四十四年、第一版・第三刷、日本古典文学大系67、岩波書店、五百五十二頁の補注1―2九）を参照。
- (6) これは『古事記』の編纂者がおこなったこととは限らない。それどころか、その可能性はかなり低いであろう。なぜなら、本文におけるその後の考察でも触れるが、「淡道之穂之狭別嶋」という名称はかなり不安定なものであり、古事記神話の記述が初

めからそのような名称を用いていたとは考えにくいからである。それをおこなったのは、意図したか、意図していなかったかは別として、『古事記』の伝承に関わった者たちであつたのではないだろうか。

(7) 大野晋編『本居宣長全集 第九卷』(昭和四十三年、第一版・第一刷、筑摩書房、百八十六頁)、西郷信綱著『古事記注釈 第一卷』(昭和五十年、第一版・第一刷、平凡社、の百二十頁)、倉野憲司著『古事記全注釈 第二卷上巻篇(上)』(昭和五十一年、第一版・第一刷、三省堂、百二十四頁)、西宮一民校注『古事記』(平成十七年、第一版・第十九刷、新潮日本古典集成、新潮社、三百二十九頁の十九番の神名)を参照。

(8) 「狭」の部分に関しては、写本において二つのヴァリアントが存在している。小野田光雄編『諸本集成古事記(上巻)』(昭和五十六年、第一版・第一刷、勉誠社、十三頁)を参照。その一つは「狭」ではなく、「使」や「俠」となっているもので、もう一つは「狭」という語が存在しないもの(つまり、「淡道之穂之別嶋」となっている)である。なぜ「使」や「俠」というヴァリアントが存在しているかという点と、「狭」の旧字体である「狭」は、書き方によっては「使」や「俠」に似た形になるので、その混同による交替であると推測される。ただし、それが「狭」↓「使」「俠」という誤写なのか、「使」「俠」↓「狭」という誤写なのかは、安易に断定できるわけではないが、現存する最古の写本である真福寺本を見ると、「狭手依」「狭土」「狭霧」「狭蠅」「狭依」などといった、本来「狭」であると思われる語の部分がすべて「俠」か「使」になっているので、「狭」↓「使」「俠」という誤写と考えるのが自然であろう。前掲の小野田光雄編『諸本集成古事記(上巻)』(八十頁、九十六頁、九十七頁、百八十六頁、二百七頁など)を参照。もう一つの「狭」という語が存在しないものについては、本稿の本文でも示したように、

〔古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐって(岸根)〕

「別」は男性を表す一種の符合として付け加えられているのであるから、その符合がなくても、言葉の表現自体は成り立っている必要がある。「穂之」がそのような符合に直接結びつくというのはありえないであろう（同じような例を挙げると、「福岡の太郎君」というのはありえても、「福岡の君」というのがありえないのと同様である。「君」という符合を付ける前に、「福岡の太郎」というように、それ自体が表現としてすでに成り立っている必要がある）。「福岡の」ではそれを充足していないのである。したがって、単に「狭」という語が欠落したものと見なすべきであろう。

(9) 前掲の大野晋編『本居宣長全集 第九卷』（百八十六頁）を参照。

(10) 前掲の坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野晋校注『日本書紀 上』（五六七頁の補注2—1）、前掲の西宮一民校注『古事記』（三九二頁～三九三頁の二百七十三番の神名）を参照。

(11) 「根之堅州国」の「根之堅州」は「根を固くする」ではなく、「根が固くする」であると理解される。水林彪著『記紀神話と王権の祭り 新訂版』（平成十三年、新訂版・第一刷、岩波書店、七十七頁）を参照。

(12) 前掲の西宮一民校注『古事記』（三百二十九頁の十九番の神名）では「初穂」と訳している。

(13) 「穂之邇邇芸」の場合も同様と思われるが、このような表現には、言霊信仰を前提として、大地の豊穡を願う言挙げのな意味合いが含まれているのではないだろうか。これに関連する言挙げについては、岸根敏幸著「古事記神話と言霊信仰（後編）」

——他者に幸禍をもたらす発言、および、「言挙げ」——（平成二十九年、『福岡大学人文論叢』第四十九卷・第三号、三十九

頁～四十一頁）を参照。

(14) この「狭」を稲と捉える解釈については、前掲の坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野晋校注『日本書紀 上』(百四十一頁～百四十二頁の頭注25)、前掲の小島憲之、西宮一民他校注訳『日本書紀 1』(百二十一頁の頭注14)を参照。なお、この「狭」を呪的な意味をもつ矢の古語と捉え、「長狭」を「私(ナ)が神聖なもの」と捉えようする解釈もあるが、なぜそのように捉えられるのかについての理由は示されていない。角林文雄著『日本書紀』神代卷全注釈(平成十一年、第一版・第一刷、塙書房、三百八十二頁)を参照。

(15) 「別」については、佐伯有清『日本古代の政治と社会』(昭和四十五年、第一版・第一刷、吉川弘文館、三十三頁～四十三頁)、前掲の大野晋編『本居宣長全集 第九卷』(百八十六頁)、前掲の西郷信綱著『古事記注釈 第一卷』(百二十頁～百二十一頁)、前掲の西宮一民校注『古事記』(三百二十九頁の十九番の神名)を参照。

(16) 「淡道之穗之狭別嶋」が嶋名なのか、神名なのかという問題もあるが、そもそもこの「淡道之穗之狭別嶋」というのが本来、一つのまとまった名称として存在していたのかという点も問題であるように思う。これに関連して、筑紫嶋の面の一つである肥国には「建日向日豊久士比泥別」という神名が併記されているが、他の面に併記された神名に比べて、その名称はかなり異なる形になっているように思われる。本来、各々別な神名であったものが、伝承の過程で融合して、このような形になったという推測も可能なのではないだろうか。『先代旧事本紀』や『神皇正統記』に見られる筑紫嶋の各面に併記された神名は、古事記神話で示されているものとは一致しておらず(そもそも面の名前すら完全には一致していない)、しかも、『先代旧事本紀』と『神皇正統記』の間でも相違しているのである。このように、筑紫嶋の面に併記された神名をめぐっては、伝承過程において

古事記神話における淡道之穗之狭別嶋をめぐって(岸根)

て何らかの混乱があったものと推測され、それが、古事記神話において佐度嶋に神名が併記されていなかったことも関係しているように思われるのである。「先代旧事本紀」では、筑紫嶋の面の一つである熊襲国（「先代旧事本紀」では「熊曾国」とは表記していない）の神名の「建日別」を、別伝という形で佐渡嶋（「先代旧事本紀」では「佐度嶋」とは表記していない）の神名とし、「神皇正統記」ではそれを佐度嶋の神名としている。しかし、この「建日別」は古事記神話では筑紫嶋の面の一つである熊曾国の神名なのである。筆者は、このような伝承上の混乱が「淡道之穂之狭別嶋」にもあったのではないかと推測しているものであり、一つの仮説として、本来「淡道嶋」と「穂之狭別」は別々の名称であったが、それが伝承上の混乱によって「淡道之穂之狭別嶋」という一つの名称になってしまったという可能性を考えている。この点については、本文の「むすびに」および注（30）も参照。

〔17〕「天之御虚空豊秋津根別」における「秋津」はトンボを意味する蜻蛉のことであると指摘されている。前掲の西宮一民校注『古事記』（三百三十一頁の三十一番の神名）を参照。多くの蜻蛉が飛んでいるということは、多くの田んぼや灌漑用の溜池の存在が前提になっており、それがひいては実り豊かな大地を象徴することになるのである。『古事記』（前掲の沖森卓也、佐藤信、矢嶋泉編『新校古事記』（百四十一頁））には、離宮があったとされる吉野の阿岐豆野に雄略天皇が行幸したとき、蛇が腕を噛もうとしたところ、そこに蜻蛉が現れ、その蛇に噛みついて連れ去ってしまい、それに感動した雄略天皇が歌を詠んで、倭の国はその名の通り「蜻蛉島」であると讃えたという故事が記されている。それによって、その場所が「阿岐豆」と呼ばれるようになったという地名の由来が語られるのであるが、この「阿岐豆」を「秋津」と結びつけるならば、「天之御虚空豊秋津根別」という

神名にも、実際に存在する場所に関わる言及があつたと言えなくもないが、やはり「秋津」は蜻蛉と捉えておくだけで十分であるように思われる。

(18) 佐度嶋にもなぜ神名が示されていないのが当然、問題になるであろう。前掲の注(16)でも多少触れたが、この点については別の機会に改めて論じたいと思う。

(19) 前掲の大野晋編『本居宣長全集 第九卷』(百八十六頁)を参照。ただし、前掲の倉野憲司著『古事記全注釈 第二卷上巻篇(上)』(百二十五頁)はこの説を批判している。しかし、それに代わる説を提示しているわけではない。前掲の西宮一民校注『古事記』(三十頁の頭注四)は、四国を代表して、「伊予」とも、「阿波」とも呼ぶことがあるから「二名」なのであるという可能性を示している。しかし、そうであれば、「二名」から「伊予」だけを取り出して、「伊予之二名嶋」と呼んでいる点をどう説明したらよいかという問題も出てくるであろう。

(20) この点は、同じく日本の神話を記している日本書紀本文神話とでは記述の仕方に大きな違いがある。日本書紀本文神話でも、日本の国土をイザナキとイザナキが生んだと位置づけているが、神名を併記することはない。さらに、古事記神話では国土はもとより、海、川、山などの自然物も、イザナキとイザナミが生んだ神と結びつける形でその成立を語っているのに対して、日本書紀本文神話ではあくまでも、イザナキとイザナミがそのような自然物を生んだという記述に終始しているのである。このような記述の仕方の違いについては、前掲の岸根敏幸著『古事記神話と日本書紀神話』(二十三頁～二十六頁、三十二頁～三十九頁)を参照。

〔古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐって(岸根)〕

(21) 本稿における『先代旧事本紀』の引用は、黒板勝美編『新訂増補国史大系7 古事記 先代旧事本紀、神道五部書』(平成十四年、新装版・第二刷、吉川弘文館)に基づいた。書き下しは筆者がおこなったものである。なお、この校訂本の八頁の頭注では、引用中の「淡道之穂之狭別嶋」が度会延佳校訂『鼈頭旧事紀』では「嶋」を欠いた「淡道之穂之狭別」という形になっていると指摘している。「嶋」という語があったかどうかは、本稿における『先代旧事本紀』の意義づけとも関わる重大な問題なのであるが、それは容易に判断のつかないことなので、ここでは校訂本の記述に従い、「淡道之穂之狭別嶋」のままにしておくことにしたい。

(22) 前掲の坂本太郎、家永三郎、井上光貞、大野晋校注『日本書紀 上』(五百五十二頁の補注1—29)を参照。

(23) 日本書紀神話の場合、胞となっている洲(ただし、磯馭慮嶋は「嶋」である)ほどの伝承においても、大八洲から除外されているところ、『先代旧事本紀』の場合、淡路州を兄(胞)であるとして除外してしまうと、合計して八つの州にならないので、兄でありながら、大八州の一つとして位置づけられていると考えざるをえないであろう。この点については、「兄」が「胞」という本来の意味を失い、単に一番最初の子という意味で使われていたという可能性が想定できるかもしれない。ただし、注(16)でも言及したように、佐渡嶋は別伝という形で登場するだけなので、八つの州からなる大八州にするためには、熊襲国に替えて、佐渡嶋を入れなければならないのである。

(24) 『先代旧事本紀』が依拠した古事記神話に関する写本に、そのような記述が元々あったということも可能性としてありうるが、本文でも述べたように、陸地を「州」と呼ぶ事例は古事記神話には見られないので、古事記神話でここだけが「淡路州」になっ

ていたとは考えられないであろう。

(25) 原文については、岩佐正、時枝誠記、木藤才藏校注『神皇正統記 増鏡』（昭和六十年、第一版・第十九刷、日本古典文学大系87、岩波書店）に基づいた。

(26) 同じく北畠親房が著したとされる『元元集』にも「淡道之穂之狭別と謂ふ」という記述があり、「嶋」という語が除かれている点が注目される。正宗敦夫編纂・校訂『神皇正統記・元元集』（昭和九年、日本古典全集刊行会、十五頁）を参照。

(27) 田中頼庸校訂『校訂古事記』（明治二十年、神宮教院、上巻の四頁左）を参照。原文は本文、頭注ともに漢文であるが、筆者が書き下し文にし、必要に応じてカギカッコを付加した。なお、カタカナで付されている読み方は省略した。

(28) 『校訂古事記』において「旧本」というのは『先代旧事本紀』を指しているのであるが、この「旧一本」が何を意味しているかが明瞭でない。凡例にも記載がないからである。文脈上、「旧一本」では「淡道之穂之狭別嶋」の「嶋」という字が存在していないということが推測されるので、もしかすると、「旧一」というのは注(21)で挙げた『鼈頭旧事記』のことを指しているのではないだろうか。本稿の以下の本文ではそのような推測に基づいている。

(29) 『校訂古事記』はこのように指摘するものの、筆者の調べたかぎり、『元元集』には「先産生淡路洲」という記述と「謂淡道之穂之狭別」という記述が別々などところに見られるが、「先生淡道謂淡道之穂之狭別」という一文は見られない。また、『元元集』は淡道之穂之狭別嶋に関して、「神皇正統記」の記述を引用していないと思われる。

(30) 忌部正通著『神代卷口訣』（加藤咄堂編『国民思想叢書 国体篇上』（昭和四年、国民思想叢書刊行会）所収、三十六頁）には、古事記神話における淡道之穂之狭別嶋をめぐって（岸根）

「淡路の神を穂狭（『古事記』では「穂之狭」であるが、ここでは「穂狭」となっている）別と号す」という記述がある。つまり、淡路嶋の神名が「穂狭別」であると述べているのである。したがって、「以_二狭別_一為_二淡路神号_一」という『校訂古事記』頭注の文章は、正しくは「以_二穂狭別_一為_二淡路神号_一」と訂正されなければならないであろう。なお、『神代卷口訣』のこの記述をそのまま受け止めるならば、『校訂古事記』が改訂した「生子淡道嶋。亦名謂淡道之穂之狭別」というような記述にはならず、「生子淡道嶋。亦名謂穂之狭別」という記述になるべきなのかもしれない。

- (31) 高木市之助、富山民蔵編『古事記大成（第七卷）索引篇Ⅰ』（昭和三十三年、平凡社、十四頁）、前掲の小野田光雄編『諸本集成古事記（上巻）』（十三頁）でも、『校訂古事記』の淡道之穂之狭別嶋に関する改訂については、頭注の記述を含めて詳細に記載しており、その改訂が重視されていることが一目瞭然である。

- (32) 前掲の小野田光雄編『諸本集成古事記（上巻）』（七十六頁）を参照。